

高島市病院事業経営改善等支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「高島市病院事業経営改善等支援業務委託」に係る受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度 高病契第88号高島市病院事業経営改善等支援業務委託
- (2) 業務場所 滋賀県高島市勝野1667番地 高島市民病院
- (3) 業務内容 別添「高島市病院事業経営改善等支援業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 令和8年7月1日から令和8年10月30日まで

3. 業務見積額

- (1)本業務に係る経費は、5,940,000円（消費税および地方消費税額を含む）を上限とする。
- (2)本業務における見積りは、仕様書に基づき算出した金額を記載した見積書（消費税および地方消費税抜き）を提出すること。

4. スケジュール

令和8年	4月23日（木）	公募開始
令和8年	5月8日（金）	質疑受付締切
令和8年	5月15日（金）	質疑に対する回答
令和8年	5月22日（金）	参加申込書および誓約書、企画提案書等の提出締切
令和8年	5月29日（金）	プレゼンテーション審査（予定）
令和8年	6月下旬	見積徴取（予定）
令和8年	7月上旬	契約締結（予定）

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者としてします。

- (1) 令和3年度から令和7年度までに一般病床200床以上の公立病院に対して、経営改善策の立案および経営改善の実行支援業務を受託し、履行した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 高島市から指名停止を現に受けていないこと。
- (4) 市町村税、法人税、所得税、消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

6. 関係資料の配布方法

(1) 高島市民病院ホームページからのダウンロードを原則とします。

URL https://www.city.takashima.lg.jp/iryo_kenko_fukushi/tmh/

(2) 掲載期間

令和8年4月23日（木）午前9時から令和8年5月22日（金）午後5時まで

(3) 掲載資料

ア 高島市病院事業経営改善等支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

イ 高島市病院事業経営改善等支援業務委託仕様書

ウ 質問書（様式1）

エ 高島市病院事業経営改善等支援業務委託公募型プロポーザル参加申込書
および誓約書（様式2）

7. 質疑および回答

(1) 質疑の提出先

高島市民病院 事務部経営統括課

(2) 提出方法

別添の質問書（様式1）を使用し、電子メールにより提出してください。

※電子メールは、takashima-hp@city.takashima.lg.jp（経営統括課）宛に送信してください。

※質疑を電子メールで送信した場合は、必ず電話等により送信した旨を伝え、経営統括課担当者が受信したことを確認してください。

※電話または口頭による質問は受け付けません。

(3) 期限

令和8年5月8日（金）午後5時00分まで（必着）

※質問期限以降の質問は、受け付けません。

(4) 回答方法

令和8年5月15日（金）までに、高島市民病院ホームページで開示します。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書および高島市契約規則（平成19年高島市規則第22号）等の他、関係規定を理解した上で、次の書類を提出してください。

ア 高島市病院事業経営改善等支援業務委託公募型プロポーザル参加申込書および誓約書（様式2） 正本1部

イ 企画提案書（任意様式） 正本1部、副本6部

ウ 価格見積書（任意様式、税抜） 正本1部

※高島市指名競争参加資格審査登録名簿に登録されていない法人等については、次の書類も併せて提出すること。

エ 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 1部

オ 法人でない団体にあつては、代表者の身分証明書（発行日から3か月以内のもの。写し可） 1部

カ 個人にあつては、身分証明書（発行日から3か月以内のもの。写し可。） 1部

キ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税および消費税）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。） 1部

ク 法人でない団体にあつては、代表者の直近年度の国税（所得税および消費税）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。） 1部

ケ 個人にあつては、直近年度の国税（所得税および消費税）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。） 1部

※上記キ、ク、ケにおける市町村税の納税証明書については、高島市内に事業所（支店、営業所含む）がある場合のみ提出してください。

(2) 提出期限

令和8年5月22日（金）午後5時00分まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日の午後5時00分までに到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

(4) 提出先

高島市民病院 事務部経営統括課

※所在地および電話番号等については、「16. 問い合わせ先」に記載しています。

9. 企画提案書等の作成方法

(1) 企画提案書の様式等

ア 様式は任意とします。

イ 用紙のサイズは、原則として日本工業規格A列4番（縦長、左綴り）を基本とし、A4以上の大きさとなる様式については、A4サイズに折りたたんでください。

ウ 頁数の制限はありません。ただし、プレゼンテーション審査時間内において適切な説明が可能となる頁数としてください。

エ 提出部数は、正本1部、副本6部とします。

(2) 企画提案書に記載する内容

ア 提案書表紙

イ 企業理念

ウ 会社概要

エ 業務実績

- ・当院と同規模（病床数200床）以上の公立病院に対して、経営改善策の立案および経営改善の実行支援業務の実績（件数、内容等）

オ 業務実施体制

- ・担当職員体制等
- ・訪問ヒアリング回数等

カ 業務提案内容

- ・自由提案

キ 実施スケジュール

ク その他（※特になければ省略可能）

- ・業務の遂行に関するアピールポイント等

(3) 価格見積書の様式等

ア 様式は任意とする。

イ 用紙のサイズは、日本工業規格A列4番（縦横は問わない）とする。

ウ 提出部数は、正本1部とする。

10. 審査方法

本要領および仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査します。

(1) 企画提案書等をもとに、設定した基準に基づいて、書類およびプレゼンテーション審査により公正かつ厳正に審査を実施し、受託候補者を一者選定する。

(2) 審査要領に基づく審査については、選定審査項目について審査を行う。

(3) 審査は、各審査項目について、下記AからEまで、5段階の絶対評価で点数を付す。

標準的なものは「C」とし、「A」の評価は、各審査項目について最も優れている企画提案書等にのみ付すことができる。

A：特に優れている … 点数は各審査項目の配点の10割

B：優れている … 点数は各審査項目の配点の8割

C：普通 … 点数は各審査項目の配点の6割

D：やや劣っている … 点数は各審査項目の配点の4割

E：劣っている … 点数は各審査項目の配点の2割

※下記審査項目および評価点⑦のみ、別に示す計算方法による。

○審査項目および評価点

審査項目	配点
①企業理念	10点
②業務実績	10点
③業務実施体制	20点
④業務提案内容	20点
⑤実施スケジュール	10点
⑥その他（業務に関するアピールポイント等）	10点
⑦見積金額（経費の妥当性）	20点
合計	100点

(4) 提案者が2者以上の場合は、各審査委員の評価点数を集計し、採点の平均点が60点以上あることを条件とし、獲得点数の最も高い事業者を契約交渉相手方に選定する。

なお、提案者が1者のみの場合は、審査委員の評価点数の平均点が60点以上であることを条件とし、当該提案者を契約交渉相手方に選定する。

(5) プレゼンテーション審査は、令和8年5月29日（金）を予定している。

ア プレゼンテーションの時間

- ・時間：20分以内（準備時間は含まない）
- ・質疑応答：10分程度

イ 出席者

プレゼンテーションへの出席者数は3名以内とし、いずれも企画提案書提出事業者の所属職員に限る。

ウ 使用備品

プレゼンテーション時に必要なパーソナルコンピュータ、プロジェクタ等の使用機材、備品については、必要に応じ提案者において準備すること。

エ 留意事項

- ・アの時間配分を超過した時点で強制終了とする。
- ・説明のスタイルは自由とするが、企画提案書に沿って簡潔明瞭に行うこと。
- ・提案の順序は、企画提案書の提出順とする。

11. 審査結果に関する事項

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。審査経過については一切公開しない。また、審査の結果に対しての異議を申し立てることや、審査結果および内容について説明を求めることはできない。

12. 契約に関する事項

- (1) 契約は、選定された優先交渉権者と本市の間で業務内容や役割分担等について協議を行い、協議が整った場合には、地方公営企業法行令（昭和27年政令第403号、以下「政令」という。）第21条の13第1項第2号に規定する随意契約により見積徴取を行い契約することを原則とする。
- (2) プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するものではない。
- (3) 協議において疑義が生じた場合は、原則として本市の解釈によるものとするため、提出書類等において曖昧な表現や記載を避けること。疑義の解消に要する費用は提案者の負担とする。
- (4) 選定された優先交渉権者との協議が不調となった場合または失格となった場合は、次点者と協議を行い、政令第21条の13第1項第2号に規定する随意契約により見積徴取を行い契約する。
- (5) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取扱い、契約目的以外に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後も同様とする。

13. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めません
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 病院が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 企画提案書の提出は1提案事業者につき1案とします。

14. 情報公開および提供

病院は企画提案者から提出された企画提案書等について、高島市情報公開条例（平成18年高島市条例第80号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

15. その他

- (1) 言語および通貨単位
手続において使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限ります。
- (2) 費用負担
書類作成および提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。
緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるとき

は、停止、中止または取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザル方式に要した費用を高島市民病院に請求することはできません。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書および誓約書の提出後または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により、経営統括課あてに提出してください。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会またはヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 価格見積書の金額が「3. 業務見積額」を超過した場合

キ 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる事態に至った場合

ク 信義に反する行為があった場合

ケ 公共事業、その他に関して違法行為等により指名停止、課徴金納付命令等の処分を受けているまたは受けるに至った場合

コ その他実施要領等において示した条件等に違反した応募がされた場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。

ただし、受託先に選定されたものが作成した企画提案書などの書類については、病院が必要と認める場合には、病院は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとします。

(6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

16. 問い合わせ先

〒520-1121

滋賀県高島市勝野1667番地

高島市民病院事務部経営統括課

電話：0740-36-0220（代表）

FAX：0740-36-8058

e-mail：takashima-hp@city.takashima.lg.jp